

奈良市公告第288号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市家庭系ごみ収集運搬業務
- (2) 業務場所 二名三丁目、二名四丁目、二名五丁目、二名六丁目、三松一丁目、三松二丁目、三松三丁目、三松四丁目、三松ヶ丘、富雄川西一丁目、富雄川西二丁目、二名七丁目、三碓町、富雄元町三丁目、富雄元町四丁目、鳥見町一丁目、鳥見町二丁目、鳥見町三丁目、鳥見町四丁目、帝塚山七丁目、帝塚山一丁目、帝塚山二丁目、帝塚山三丁目、帝塚山四丁目、帝塚山五丁目、帝塚山六丁目、帝塚山西二丁目、帝塚山南一丁目、帝塚山南四丁目、帝塚山南五丁目、三碓五丁目、三碓六丁目、中町（一部のみ）、丸山一丁目、丸山二丁目、富雄泉ヶ丘、石木町、大和田町、帝塚山西一丁目、帝塚山南二丁目、帝塚山南三丁目、帝塚山中町
- (3) 契約期間 契約の日から令和12年3月31日まで
そのうち、契約日から令和7年3月31日までを業務研修及び引継期間とし、令和7年4月1日から令和12年3月31日までを履行期間とする。
- (4) 業務概要 上記業務場所の家庭系ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装）を収集箇所から収集し、収集品目ごとに市が指定する処理施設に搬入する。
ごみの再資源化を推進するため、燃やせないごみについて分別の細分化を検討しているため、業務の範囲において対応すること。
なお、収集回数等に変更がある場合を除き委託料の増額は行わない。
- (5) 予定価格 259,433,605円（消費税及び地方消費税を除く）
（契約期間全体の総額）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 単独事業者

- ア 入札参加資格申請時において、令和6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者であること。
- イ 公告日において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 公告日において、奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- エ 公告日において、奈良市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者であり、かつ、全ての品目を取り扱うことができる者であること。または、過去3年間において一般廃棄物収集運搬業務について本市または国及び他の地方公共団体等と契約を締結し、かつこれらを履行した実績を1件以上有する者であること。
- オ 公告日において、奈良市内に本社・本店又は事業所を有する者であること。
- カ 奈良市一般廃棄物収集運搬業許可業者で令和3年度から令和5年度までの間に奈良市より「奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指示事項並びに処分及び指導に関する基準における基準表第1」に基づく搬入停止処分を受けていない者であること。
- キ 令和5年度に奈良市内から収集した一般廃棄物を奈良市環境清美工場へ搬入した量が合計で1,000t以上の者であること。
※搬入量の対象となる一般廃棄物は、家庭系ごみ及び事業系ごみとする。

(2) 共同企業体

- ア 入札参加資格申請時において、共同企業体の構成員（以下、構成員）は、令和6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者であること。
- イ 公告日において、構成員は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 公告日において、構成員は、奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- エ 公告日において、構成員は、奈良市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者であり、かつ、全ての品目を取り扱うことができる者であること。または、過去3年間において一般廃棄物収集運搬業務について本市または国及び他の地方公共団体等と契約を締結し、かつこれらを履行した実績を1件以上有する者であること。
- オ 公告日において、構成員は、奈良市内に本社・本店又は事業所を有する者であること。
- カ 構成員は、奈良市一般廃棄物収集運搬業許可業者で令和3年度から令和5年度までの間に奈良市より「奈良市一般廃棄物収集運搬許可業者に対する指示事項並びに処分及び指導に関する基準における基準表第1」に基づく搬入停止処分を受けていない者であること。
- キ 構成員は2者以上4者以内とし、任意かつ自主的に結成する者であること。
- ク 構成員は、令和5年度に奈良市内から収集した一般廃棄物を奈良市環境清美

工場へ搬入した量が合計で100t以上1,000t未満の者であること。ただし、共同企業体の代表者は、500t以上1,000t未満の者であること。

※搬入量の対象となる一般廃棄物は、家庭系ごみ及び事業系ごみとする。

ケ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

コ 構成員は、本業務に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 仕様書等

ア 日時

令和6年9月27日から令和6年10月29日まで

イ 場所

奈良市ホームページ（環境政策課）

(2) 参考図書（本業務の収集箇所を示した地図）

ア 日時

令和6年10月3日から令和6年10月29日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

奈良市 環境部 環境政策課（参考図書は、閲覧とします。）

ウ 申込方法

「閲覧用参考資料閲覧申込書(その他一様式第1号)」に必要事項を記入の上、希望する閲覧日の4日前（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）までに奈良市環境部環境政策課へ電子メールによりファイルを添付し提出すること。また、電子メールにより提出した際、必ず着信を電話にて奈良市環境部環境政策課に確認すること。

閲覧期間中の申込回数については回数制限を設けないが、申込中の閲覧が終了した翌日以降に、次回閲覧の申込を行うこと。

4 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問がある場合においては、指定の質問書に質問内容を記入のうえ、電子メールにより提出すること。

(1) 受付期間及び送付先

ア 受付期間 令和6年9月27日 から 令和6年10月7日午後5時 まで

イ 送付先 kankyoseisaku@city.nara.lg.jp

(2) 受付方法

電子メールの件名を「奈良市家庭系ごみ収集運搬業務に関する質問書」とし、「質問書(その他一様式第2号)」を添付ファイルとして送信すること。また、電子メールにより提出した際、必ず着信を電話にて奈良市環境部環境政策課に確認すること。

(3) 質問に対する回答日

令和6年10月10日午後5時までに、寄せられた全ての質問について奈良市ホームページ（環境政策課）に回答を掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

(4) 注意点

記名等がないものには回答しないものとする。また、電話、口頭、郵送、FAX等での質問は受け付けしないものとする。

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項に該当する場合は、これを免除する。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、入札参加申請書類は同じ書類名でも単独事業者と共同企業体で様式が異なるので注意すること。また、一般廃棄物収集運搬業許可を有しない者はウも提出すること。

ア 単独事業者

- ・入札参加資格審査申請書（資格一様式第1号）
- ・使用印鑑届（資格一様式第4号）
- ・誓約書（資格一様式第5号）
- ・同意書（資格一様式第6号）

イ 共同企業体

- ・入札参加資格審査申請書（資格一様式第1号 共同企業体）
- ・共同企業体協定書（資格一様式第2号 共同企業体）
- ・委任状（資格一様式第3号 共同企業体）
- ・使用印鑑届（資格一様式第4号 共同企業体）
- ・誓約書（資格一様式第5号 共同企業体）
- ・同意書（資格一様式第6号 共同企業体）

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可を有しない者

- ・業務実績調書（資格一様式第7号）
- ・業務実績を確認できる書類（契約書等の写し）

(2) 入札参加申請方法

令和6年9月27日午前9時から令和6年10月11日午後5時まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）に、奈良市環境部環境政策課に(1)の書類を持参すること。（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加者の決定通知

令和6年10月16日までに入札参加申請者に通知する。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札への参加を認めない。

7 業務企画提案書・入札書の提出

入札参加者は、業務企画提案書と入札書を同時に提出すること。

なお、提出書類は持参によるものとし、郵送、FAX、その他の方法によるものは認めない。

(1) 日時及び場所

ア 日時

令和6年10月17日から令和6年10月29日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

奈良市 環境部 環境政策課

8 入札に関する事項

(1) 入札書

入札書は、封筒に入れて封かんし、封筒表面中央に「奈良市家庭系ごみ収集運搬業務に係る入札書在中」の文字、封筒裏面に単独事業者の場合は「事業者名」、共同企業体の場合は「共同企業体名」を記載すること。なお、封筒裏面には封印を押すこと。

入札金額は契約期間の総額とし、事業に係る全ての費用を含むものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札

再度入札は行わない。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札書に署名又は記名押印のない入札

ウ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

エ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

キ 入札書の日付が入札書の受付期間又は開札日でない入札

ク その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和6年11月12日 午後2時に行う。

(2) 開札場所

奈良市役所 入札室

(3) 開札の傍聴

入札参加者の代表者又はその代理人は、開札を傍聴することができる。

なお、代理人が傍聴する場合は、単独事業者からは委任状（入札一様式第3号）、共同企業体からは委任状（入札一様式第3号 共同企業体）を徴するものとする。

10 落札者の決定方法に関する事項

「落札者決定基準」は業務企画提案書の内容により評価される技術評価と入札金額により評価される価格評価により構成されている。配点は、技術評価120点（基礎点50点と加算点70点の合計）と価格評価80点の合計200点とする。技術評価と価格評価の合計点が最も高かった入札参加者を落札者として決定する。

ただし、価格評価の「業務の実行性」の項目において、業務が履行不可と判断された場合は、失格となる。予定価格を上回った入札についても失格となるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会の承認を受けるものとする。

11 入札条件

- (1) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差替え又は撤回をすることができない。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (3) 開札時間に遅れた者は、開札会場へ入場できない。
- (4) 開札の傍聴は、入札参加者の代表者又はその代理人とする。

12 その他

- (1) その他の詳細は、奈良市家庭系ごみ収集運搬業務入札説明書による。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。
- (3) 入札に関する問い合わせ先
奈良市 環境部 環境政策課 電話 0742-34-4591